

第七十一回 参議院 議院運営委員会 會議録第八号

昭和四十八年三月七日(水曜日)
午前九時四十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 植木 光教君
理事 松垣徳太郎君
宮崎 正雄君
安田 隆明君
竹田 現照君
山崎 昇君
峯山 昭範君
田淵 哲也君
須藤 五郎君
柴立 芳文君
高橋雄之助君
橋本 繁蔵君
柳田桃太郎君

委員

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

政府委員

運輸政務次官 佐藤 文生君

事務局側

事務総長 岸田 實君
事務次長 植木 正張君
議事部長 鈴木 源三君
委員部長 川上 路夫君
記録部長 西村 健一君
警務部長 江上七夫介君
庶務部長 上野山正輝君
管理部長 前川 清君
渉外部長 武田 實君

法制局側

法制局長 今枝 常男君

本日の会議に付した案件

- 故議員水口宏三君に対する弔詞贈呈等に関する件
- 鉄道建設審議会委員の任命同意に関する件
- 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件

○委員長(植木光教君) 議院運営委員会を開会いたしました。

故議員水口宏三君に対する弔詞贈呈等に関する件を議題といたします。

事務総長の報告を求めます。

○事務総長(岸田實君) 議員水口宏三君には、去る三月一日、心筋梗塞のため院内において逝去されました。つつしんで御報告申し上げます。

理事會において協議の結果、本院といたしましては、お手元にお配りしてあります例文による弔詞を贈呈することとし、同君の御遺族に対しましては、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条の規定による弔慰金のほか、同法第十二条の二の規定による特別弔慰金を差し上げることに決定いたしましたのでございますが、お手元の資料のとおり、弔慰金の一部を本院予備金から支出することになりますので、国会予備金に関する法律第二条の規定により、本委員会の御承認をお願いする次第でございます。

なお、本日の本会議において行なわれます哀悼演説は、内閣委員長高田浩運君にお願いいたしますことになっております。

○委員長(植木光教君) 本件につきましては、ただいま報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、鉄道建設審議会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。運輸政務次官佐藤文生君。

○政府委員(佐藤文生君) 鉄道建設審議会委員、荒木茂久二、五島昇、駒井健一郎、日向方齊、西村樅次郎、田實渉、麻生平八郎の七君は、十二月二十一日任期満了となりましたが、七君を再任し、同日任期満了となりました加藤閔男君の後任として片岡文重君を新たに任命いたしました。鉄道建設法第六条第二項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

以上八君の経歴につきましては、お手元の履歴書で御承知願いたいと存じますが、荒木、五島の両君は運輸業について、駒井君は鉱工業について、日向君は商業について、西村君は農林水産業について、田實君は金融業について、麻生、片岡の両君は鉄道建設について、それぞれ十分な知識と経験を有する者でありますので、鉄道建設審議会委員として適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御同意されるようお願いいたします。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、ただいま説明の人事案件に同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 多数と認めます。よって本件は同意を与えることに決定いたしました。

○委員長(植木光教君) 次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 本法律案は、国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行なおうとするものでありまして、その内容は、第一に、勤勉手当の在職期間の計算上、議員の任期満限または衆議院の解散により退職した秘書で四十日以内に再び秘書となった者は、その期間引き続き秘書の職にあったものとする

こととし、第二に、期末・勤勉手当の基準日前に議員の任期満限または衆議院の解散により退職した秘書で、基準日後に行なわれた選挙の後、直ちに再び秘書となった者に対して、基準日まで引き続き在職したもののみならず、これらの手当を支給することとし、その他、これらの措置に伴う所要の整理を行なおうとするものでございます。

この法律案は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日から適用しようとするものでございます。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、直ちに採決を行ないます。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) 本件は、今回の法改正により、秘書が受けることとなる期末・勤勉手当の支給日を設定しようとするものであります。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、本件につきましては、ただいま説明のとおり決定

【参照】

昭和四十七年度国会予備金支出承認の件
議員死亡に伴い遺族に支給する弔慰金

理由

議員水口宏三君三月一日死亡に伴い国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条により遺族に弔慰金を支給するためである。

昭和四十七年度参議院予備金支出状況

科 目	予 算 額	承 認 済 額	今 回 承 認 要 求 額	差 引 承 認 未 済 額	摘 要
(組織) 参議院 (項) 参議院予備 経費 弔慰金	5,000,000円	2,231,000円	2,769,000円	0円	歳費一年分相当額 但し歳費一年分 相当額五四〇〇〇 〇〇〇円のうち 二、二七九、〇〇〇 円を本予備金から 支出し三、二二一、 〇〇〇円は(項)参 議院から支出する ものである。

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を
改正する規程案

国会議員の秘書の給料等支給規程(昭和三十三年五月二十七日両院議長協議決定)の一部を次の
ように改正する。

第五条ただし書中「第五条」を「第四条第四
項、第五条第一項」に、「七日以内とする」を「七
日以内とし、同法第五条第二項の規定により受け
る期末手当及び勤勉手当については、再び国会議

することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時五十四分休憩

「休憩後開会に至らなかつた」

二、二七九、〇〇〇円

員の秘書となつた日から二十日以内とする」に改
める。

附 則

1 この規程は、昭和四十八年三月 日から
施行する。

2 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和
三十二年法律第百二十八号)第五条第二項の規
定により受ける昭和四十七年十二月の期末手当
及び勤勉手当の支給については、改正後の国会

議員の秘書の給料等支給規程第五条中「再び国
会議員の秘書となつた日」とあるのは、昭和四
十八年三月 日」と読み替えて、同条の規
定を適用する。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された(予備
審査のための付託は同日)

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一
部を改正する法律案(衆)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を
改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三
十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改
正する。

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項」
に改める。

第四条第一項中「次条」を「第四項又は次条第
一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 前条第二項後段の規定は、前項の在職期間を
計算する場合について準用する。

4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月
一日から十一月十五日までの間に、議員の任期
が満限に達し、又は衆議院が解散されたとき
は、その満限に達した日又は解散の日に在職す
る国会議員の秘書は、それぞれ十二月二日又は
六月二日からその満限に達した日又は解散の日
までの期間におけるその者の在職期間に応じて
前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当
として受ける。

5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再
び国会議員の秘書となつたものが、第一項に規
定する勤勉手当を受けることとなるときは、そ
の者の受ける勤勉手当の額は、第二項の規定に
よる勤勉手当の額から前項の規定により受けた
勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、

前項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項
の規定による勤勉手当の額以上である場合には、
第一項の規定による勤勉手当は支給しな
い。

第五条中「前二条の期末手当及び」を「第三条
の期末手当及び前条第一項の」に改め、同条に次
の一項を加える。

2 三月二日、六月二日又は十二月二日前四十日
に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五
月十五日又は十一月十五日までの間に、議員の
任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場
合においては、その満限に達した日又は解散の
日に在職した国会議員の秘書で、それぞれ三月
二日、六月二日又は十二月二日以後に、かつ、
当該満限に達した日又は解散の日から起算して
四十日以内に再び国会議員の秘書となつたもの
は、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一
日まで引き続き国会議員の秘書の職にあつたも
のとみなし、第三条の期末手当及び前条第一項
の勤勉手当を受ける。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
七年十一月十三日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の
給料等に関する法律第四条第一項後段の規定に
より受けた昭和四十七年十一月十三日の衆議院
の解散に係る勤勉手当は、改正後の国会議員の
秘書の給料等に関する法律第四条第四項の規定
により受けた勤勉手当とみなす。